

## 曖昧事例の学習指導の結果報告

岩手県立釜石商工高等学校

電子機械科 松本佳久

### 結果と分析

#### 1. はじめに

今回の曖昧事例の題材には「鑄造」という題材で行った。生徒は電子機械科の教育課程の実習には鑄造が無く、実際には見たことがないが、学習した知識でよく頑張ったと思われる。

#### 2. 設問

|  |  |
|--|--|
| 鑄造作業を行っていく上で「許せる行為」「許せない行為」に <u>並び替え</u> 、線引きをして下さい。 |  |
| A  | 鑄造はアルミニウムを材料としているため一円玉硬貨を溶かして流し込んだ。      |
| B  | 鑄造で作ったマスコットを店舗で販売した。                     |
| C  | 生徒がデザインした絵をもとに模型を作り鑄造した。                 |
| D  | 市販されているキャラクターのキーホルダーを模型として使用し鑄造して販売した。   |
| E  | 一円玉硬貨を模型として鑄造を行い、アルミニウムの材料で一円玉を作成し飾っている。 |

#### 3. 取り組み方法

線引き問題を個人、その後グループで話し合う授業を実施した。

授業研修の際の流れは、

- (1) 線引き問題を個人で考え、理由を記入する。
- (2) 6グループに分かれ、線引き問題をグループで考え、理由を記入する。
- (3) 各グループごとに発表する。
- (4) 授業を通しての感想を記入する。

4. 線引き箇所とその理由(個人)

No1

|        |          |          |  |          |          |          |  |
|--------|----------|----------|--|----------|----------|----------|--|
|        | <i>C</i> | <i>B</i> |  | <i>E</i> | <i>D</i> | <i>A</i> |  |
| ←許せる行為 |          |          |  | 許せない行為→  |          |          |  |

理由

A、Dは違法。Eは偽一円玉として使おうとしなければセーフかも、でも良くない。  
C、Bは許可を得ていれば良い。

No8

|        |          |          |          |  |          |          |  |
|--------|----------|----------|----------|--|----------|----------|--|
|        | <i>B</i> | <i>E</i> | <i>C</i> |  | <i>A</i> | <i>D</i> |  |
| ←許せる行為 |          |          |          |  | 許せない行為→  |          |  |

理由

Bは自作だから良い、Eは使ったりしなければ良い、Cは許可を貰えば良い、Aはお金は支払  
い意外に使ってはいけないので良くない、Dは著作権的に良くない。

No14

|        |          |          |  |          |          |          |  |
|--------|----------|----------|--|----------|----------|----------|--|
|        | <i>B</i> | <i>C</i> |  | <i>A</i> | <i>D</i> | <i>E</i> |  |
| ←許せる行為 |          |          |  | 許せない行為→  |          |          |  |

理由

他人が作ったキャラクターを模型として使って製作して販売してはいけないから。  
お金を許可無く作ってはいけない。

No15

|        |          |  |          |          |          |          |  |
|--------|----------|--|----------|----------|----------|----------|--|
|        | <i>C</i> |  | <i>B</i> | <i>D</i> | <i>A</i> | <i>E</i> |  |
| ←許せる行為 |          |  | 許せない行為→  |          |          |          |  |

理由

B、Dは、許可を取っていないから良くない。  
A、Eはお金を溶かしているから良くない。

No20

|        |   |         |   |   |
|--------|---|---------|---|---|
| C      | E | B       | D | A |
| ←許せる行為 |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

C、Eは生徒が考えたものだし、売っているわけではないので良い。

B、D、Aは1円玉を溶かしているし許可無く販売しているので良くない。

No22

|        |   |         |   |   |
|--------|---|---------|---|---|
| B      | C | D       | A | E |
| ←許せる行為 |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

お金を勝手に加工したり複製したりするのは犯罪だと思う。

No27

|        |   |         |   |   |
|--------|---|---------|---|---|
| D      | C | B       | A | E |
| ←許せる行為 |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

お金を材料にして他のものを作るのは良くないから。

第1グループ

|        |   |   |  |         |   |   |
|--------|---|---|--|---------|---|---|
|        | C | B |  | A       | D | E |
| ←許せる行為 |   |   |  | 許せない行為→ |   |   |

理由

常識で考えた。

第2グループ

|        |   |   |   |         |   |   |
|--------|---|---|---|---------|---|---|
|        | C | E | B |         | D | A |
| ←許せる行為 |   |   |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

B、C、Eは自分の作品だが、D、Aは他の人の作品だし1円玉は国のものだから。

第3グループ

|        |   |   |  |         |   |   |
|--------|---|---|--|---------|---|---|
|        | C | B |  | E       | D | A |
| ←許せる行為 |   |   |  | 許せない行為→ |   |   |

理由

法律的に考え、残りは良いと思った。

第4グループ

|        |   |   |  |         |   |   |
|--------|---|---|--|---------|---|---|
|        | B | C |  | D       | A | E |
| ←許せる行為 |   |   |  | 許せない行為→ |   |   |

理由

お金を勝手に加工したり複製したりするのは犯罪だと思う。

第5グループ

|        |   |         |   |   |
|--------|---|---------|---|---|
| C      | E | A       | D | B |
| ←許せる行為 |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

B、Dは許可を取っていないから良くない。

A、Eはお金を溶かしているから良くない。

第6グループ

|        |   |         |   |   |
|--------|---|---------|---|---|
| C      | B | D       | A | E |
| ←許せる行為 |   | 許せない行為→ |   |   |

理由

C、Bは何も悪いことをしていないから。

D、A、Eは貨幣を偽造したり、加工したりすることはいけないから。

5. 感想

とても面白い内容で、自分の考えていることを伝える練習にもなった。

自分の意見とグループワークで出てきた意見が異なっていたが、他のグループと一緒にあった。他の人の意見を聞いてなるほどなと思った。

他の人の考えとほとんど同じだったが細かい部分が異なっており、他の人の意見を聞いて、なるほどと思った。

みんなそれぞれに意見があり、納得したところがあった。

## 6. まとめ

授業は鑄造を題材に行い、線引きの機会を作った。許せる行為には B と C が多く選ばれた。許可があれば販売しても良い、鑄造しただけであるなどが多くあった。

許せない行為には A と D が多く選ばれた。理由として挙げられたのは貨幣の損壊であること、市販させているものの複製であることなどである。

E に関しては 1 つのグループのみ、許せる行為として、記載していたが、これは貨幣の複製であることを生徒に学ばせる機会になった。

普段機械工作の授業では新たな知識を普段の生活の中にあるものと関連させ、覚えさせる授業を行っていたが、自分の意見を考え、まとめて、発表するという機会があまりないので、生徒にとっては新鮮であったのではないかと考えている。生徒も自分の意見を多く発言する機会を作ることができ、良かったという感想もあった。

反省点としては考えさせる問題を多く入れることだと考える。確実に許せる行為、確実に許せない行為を 1 つずつ作り、あとは考えさせる問題を作る事ができればもっと良い授業になると考える。